

令和4年12月29日 第10回足寄町農業委員会総会を足寄町役場2階議場にて招集

開会 午後 1時30分

閉会 午後 1時55分

1 出席委員

1番 餌取靖徳	2番 吉川友二	3番 遠國和宏
4番 上妻良一	5番 菊地隆志	6番 官口孝治
7番 松田博幸	9番 人見華代	10番 石黒彰
11番 岡元義春	12番 吉村進	

2 欠席委員

8番 遠藤 勇

3 議事に参与するもの

事務局長 山田弘幸
総務担当主査 留田篤史
総務担当主査 餌取秀和

○議事日程

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名委員の指名について
- 日程第 3 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について
- 日程第 4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について
- 日程第 5 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

第10回農業委員会総会

令和4年12月29日

開会 午後1時30分

(開 会)

○議長 ただいまから、令和4年度第10回足寄町農業委員会総会を開催します。

本日は、8番遠藤勇委員が欠席です。

(会期の決定)

○議長 次に、「会期の決定について」を議題とします。お諮りをします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(全員「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、本日1日と決定します。

(署名委員の指名)

○議長 足寄町農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、本日の議事録署名委員の指名については、11番岡元義春委員、1番餌取靖徳委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

(報告第1号)

○議長 「報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動(相続)について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動(相続)について、ご説明申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動(相続)について、相続人より通知がありましたので、報告します。

本件は、父親の死亡による相続で、相続人の住所・氏名は、記載のとおりです。

権利を取得した日は、令和3年8月1日

で、土地の所在、面積等は記載のとおりです

なお、本農地について、あっせんを希望しており、地区担当農業委員と協議の上、売買を進める予定です。

以上で、報告を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、これで、報告済みとします。

(議案第1号)

○議長 「議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第1号、農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について、ご説明申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について、貸主、借主より通知があったので、農地法第18条第1項ただし書の規定に該当するか、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。本件は、採草放牧地の賃貸借を貸主、借主双方合意により解約するものです。土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和4年11月22日であり、土地の引渡期日も令和4年11月22日です。

なお、解約された農地は、別の法人と賃貸借を予定しております。

2番を説明します。本件は、牧草畑の賃貸借を貸主、借主双方合意により解約する

ものです。土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和4年11月30日であり、土地の引渡期日も令和4年11月30日です。

なお、解約された農地は、議案第2号9番で審議します。

3番を説明します。本件は、牧草畑の賃貸借を貸主、借主双方合意により解約するものです。土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和4年11月30日であり、土地の引渡期日も令和4年11月30日です。

なお、解約された農地は、議案第2号8番で審議します。

4番を説明します。本件は、普通畑の賃貸借を貸主、借主双方合意により解約するものです。土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和4年11月22日であり、土地の引渡期日も令和4年11月22日です。

なお、解約された農地は、地区担当農業委員と協議の上、利用調整を行う予定です。

1番から4番のすべての案件は、合意による解約日が引き渡すことになる日の六箇月以内に成立しています。

従って、農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第2号)

○議長 「議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、足寄町長渡辺俊一氏より決定を求められた令和4年度第9号農用地利用集積計画について、ご審議をお願いするものです。

1番2番は、利用権の設定等をする者が同一法人であるため、一括で説明します。

1番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町大誉地244番2ほか32筆、計33筆です。

地目につきましては、公簿は牧場、現況は採草放牧地です。

面積につきましては、289,697㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、採草放牧地を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の期間等につきましては記載のとおりです。

次に、借賃ですが1年間412,500円、貸付料が300,000円、諸経費充当分が112,500円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

2番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町茂喜登牛777番3ほか18筆、計19筆です。

地目につきましては、公簿は畑、宅地、

牧場、現況は畑、農業用施設用地、採草放牧地です。

面積につきましては、312,807.80㎡の内、畑が206,121㎡、農業用施設用地1,180.80㎡、採草放牧地が105,506㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑等を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の期間等につきましては記載のとおりです。

次に、借賃ですが1年間366,860円、貸付料が183,430円、諸経費充当分が183,430円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、農地保有合理化事業により公益財団法人北海道農業公社が保有する農地を貸し付ける案件です。令和4年9月30日開催の第7回農業委員会総会において、公益財団法人北海道農業公社による買入れが特に必要と議決され、同法人へ買入協議の実施要請を行い、令和4年10月28日開催の第8回農業委員会総会において、同法人が買入れした農地です。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

○議長 2番、吉川委員。

○吉川委員 諸経費充当分の違いはなんですか。

○事務局長 1番は10年貸付タイプで、2番は農場リース事業を活用しているため、5年貸付タイプとなっており、それぞれ、諸経費充当分に係わる農業公社が規定で定める率に違いがあるためです。

○議長 ほかに、質疑はございませんか。
(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、3番を説明します。

局長。

○事務局長 3番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町平和235番2ほか1筆、計2筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、43,934㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を贈与により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から経営者である息子に贈与したいとの申し出があり、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この贈与は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、4番5番を説明します。

局長。

○事務局長 4番5番は、利用権の設定等を受ける者が同一法人であるため、一括で説明します。

4番を説明します。利用権の設定等をす

る者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町茂喜登牛2606番1ほか1筆、計2筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、49,736㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、2,761,000円、10アール当たり55,500円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

次に、5番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町茂喜登牛2434番2ほか2筆、計3筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、90,267㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、6,770,000円、10アール当たり75,000円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から賃借者に売買したいとの申し出があり、地域担当農業委員である吉川委員と協議し、両者で売買の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

なお、売り渡し予定者が北海道農業公社の農地保有合理化事業を希望しており、同法人が買入することとなりました。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、6番を説明します。

局長。

○事務局長 6番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町茂喜登牛2607番3ほか2筆、計3筆です。

地目につきましては、公簿は原野、牧場、現況は採草放牧地です。

面積につきましては、15,402㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、採草放牧地を贈与により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

本件は、4番で説明した農地に隣接する採草放牧地で、利用権の設定等をする者から賃借者に贈与したいとの申し出があり、地域担当農業委員である吉川委員と協議し、両者で合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この贈与は適法

と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、7番を説明します。

局長。

○事務局長 7番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町茂喜登牛2557番ほか3筆、計4筆です。

地目につきましては、公簿は牧場、現況は採草放牧地です。

面積につきましては、145、585㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、採草放牧地を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、1、164、000円、10アール当たり8、000円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から賃借者に売買したいとの申し出があり、地域担当農業委員である吉川委員と協議し、両者で売買の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

○議長 2番、吉川委員。

○吉川委員 農地保有合理化事業を活用しなかった理由はなんですか。

○事務局長 農振農用地区域に編入しなくてはいけない箇所があり、時間を要するため、また、売り手の方が高齢であり、迅速な処理が必要と判断したためです。

○議長 ほかに、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、8番9番を説明します。

局長。

○事務局長 8番9番は、利用権の設定等をする者が同一人であるため、一括で説明します。

8番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町芽登1454番1ほか2筆、計3筆です。

地目につきましては、公簿は畑、原野、用悪水路、現況は畑、採草放牧地です。

面積につきましては、89、785㎡の内、畑が86、328㎡、採草放牧地3、457㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑等を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、8、201、000円、10アール当たり91、300円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

次に、9番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町芽登1147番1、計1筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、64,556㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、6,132,000円、10アール当たり95,000円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から売買したいとの申し出を受け、地域担当農業委員である遠藤委員と協議の上、上士幌町農業委員会が利用調整を行い、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、10番から12番を説明します。

局長。

○事務局長 10番から12番までは農業経営基盤強化促進法第18条の規定により賃貸借され、令和4年12月20日を持って期間満了となったため、農用地利用集積計画(賃貸借)を再設定(継続)する案件です。

それぞれの案件の詳細につきましては、議案書のとおりです。

議案調査書のとおり、借受人はすべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 10番から12番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(閉会)

○議長 以上で、本総会に付議されました議案の審議は全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和4年度第10回足寄町農業委員会総会を閉会します。

午後 1時 55分 閉会

議長 吉村 進

農業委員 岡元義春

農業委員 餌取靖徳